

5. 提出書類 ※マイナンバーの記載のある書類は提出しないでください。

(1) 申請者全員が提出する書類 (必須)

提出書類	留意事項			
授業料免除申請書 (A4版、3枚、システム出力)	令和3年4月1日現在で記入してください。(必ず1~3ページの左上をホチキス留めして提出)			
アルバイト収入状況申立書(システム出力)	該当がなくても「なし」で提出してください。(様式2)			
奨学金受給状況申告書 (システム出力)	受給してなくても「なし」で提出してください。(様式3)			
市区町村発行の 最新の所得(課税)証明書(原本) ※ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>収入</td> <td>所得</td> <td>課税額</td> </tr> </table> これらの必要項目全てが記載されているもの。証明書の名称は地方自治体により異なります。申請時現在の最新版は、令和元年分(平成31年1月~令和元年12月)の証明です。	収入	所得	課税額	幼児、就学者を除く同一生計家族全員分の個人証明(1人1枚)が必要です。 世帯分(家族で1枚)ではありませんのでご注意ください。専業主婦等や18歳以上で収入がない方(予備校生を含む。)の分もすべて必要です。 ※大学院生は本人分も提出してください。 申請者の兄弟姉妹が学生(就学者)の場合は 必要ありません。
収入	所得	課税額		

(2) 該当者が提出する書類 ※P.12にチェックリストがありますので活用してください。

※(1)の申請者全員が提出する書類(必須)だけでは審査ができません。本人と同一生計家族で下表の対象者に該当する場合は、該当する全ての項目について、証明書等を提出してください。

(源泉徴収票(写)や確定申告書(写)を提出する場合も、市区町村発行の所得(課税)証明書は全員必要です。)

※同一生計とは、同居・別居を問わず家計を支える者が送金等を行うなど、生活費に一体性がみられる状態のことをいいます。

所得等に関する証明書類

※(写)以外は原本の提出が必要です。

対象者	本人チェック	証明書等	発行機関等
給与所得者 (パート・アルバイト等を含む。申請者本人のアルバイトは不要) ※右の①~④について該当するものを全て提出。②~④に該当する場合は就労に関する申立書(様式8の2)も必ず提出のこと。		①令和元年12月以前から同一会社等に継続して勤務している場合 源泉徴収票(令和2年分)(写) ※複数の勤務先がある場合は、すべてを提出	勤務先
		②令和2年1月以降に就職・転職し、現在も継続して勤務している場合 給与支給(見込)証明書(様式5) 就労に関する申立書(様式8の2)	勤務先(様式5)
		③令和2年1月~令和2年9月に退職した場合(退職日が確認できるもの) 退職日が確認できる以下のいずれかの書類 離職票(写)、源泉徴収票(令和2年分)(写)、退職及び退職金支給証明書(様式6)※(様式8の2)も併せて提出すること。	勤務先(様式5) 前勤務先(様式6) (様式8の2)は所得者本人
		④令和2年10月以降に退職した場合(退職金がない場合も必要) 退職及び退職金支給証明書(様式6) 就労に関する申立書(様式8の2)	
給与所得以外の所得がある者 (自営・農業等・外交員・不動産・雑所得・利子配当・株式譲渡・一時所得等がある者)		令和2年分確定申告書の第一表・第二表・第三表(税務署に提出した申告書控)(写)※確定申告で分離課税分がある場合は、第三表も提出すること。 ※確定申告を行っていない場合は、令和2年度市(町)県民税申告書等の平成31(令和元)年分の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの	所得者本人
		令和2年の中途以降に新たに事業を始めた場合 最近3ヶ月の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの。実績がない場合は、上記の見込み金額が分かるもの(事業主本人の申立書、A4版様式自由、署名、押印、コピー不可)(様式8の2)	事業主本人
年金(恩給)受給者 ※公的年金(老齢基礎・厚生・障害・遺族・共済・企業・農業年金等)、個人年金、恩給等		※(様式14)を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付の新しいものを貼付のうえ、年金の種類別の年額を全て記入して提出すること。 ・最新の年金額改定通知書(写) ・年金振込(支払)通知書(ハガキ)(写) ・年金の源泉徴収票(写)	日本年金機構、共済組合、保険会社など
申請前6ヶ月以内(R2.10.1~R3.3.31)に 臨時所得(退職金、保険金など)がある場合		退職金源泉徴収票(写)、保険金支払証明書など臨時所得の金額及び受取日が分かるもの ②〔退職金がある場合は、退職及び退職金支給証明書(様式6)でも可〕	勤務先 保険会社など
失業中の場合		雇用保険受給資格者証(第1面~第4面)(写)	ハローワーク
休職中の場合		休職証明書(休職期間が明記されているもの) 傷病手当受給者は傷病手当金通知書(写)など支給月額が分かるもの	健康保険組合等
育児休業中の場合		育児休業手当、育児休業給付金受給資格者証(写)など支給月額が分かるもの	ハローワーク等
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している場合		最新の認定・支払通知書又は児童扶養手当受給証など支給額が分かるもの(写)	市区町村など
生活保護を受けている場合		最新の保護決定通知書など扶助料(最近3ヶ月分)が分かるもの(写)※生活保護を受けている方は申立書の記入をしていただきますので、申請前にお申し出ください。	市区町村など
健康管理手当を受けている場合		健康管理手当証など支給額が分かるもの(写)	所轄官庁
就労可能で無職無収入(専業主婦を除く。)の者がいる場合 (18歳以上の者で予備校生を含む。)		申立書(様式8)	該当者本人
日本学術振興会特別研究員に採用されている場合(本人及び配偶者)		採用決定通知書(写)、研究遂行経費の申請状況の判断できるもの	日本学術振興会

特別控除に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
母子・父子世帯		母子・父子世帯申立書（様式9）	申請者本人
就学者がいる場合（本人及び小・中学生を除く。）		在学状況及び授業料免除状況証明書（様式7） ※必ず本学の（様式7）を使用してください。	就学者の在学学校
障害者、要介護者（要介護認定1～5）、原爆被爆者（原爆被爆者は障害がある場合のみ）がいる場合		障害者手帳（写）、療育手帳（写）、介護保険被保険者証（一・二面）（写） 被爆者健康管理手帳（写）など	所轄官庁、病院など
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		長期療養証明書（様式11） ※申請時現在、仕事に復帰している場合は該当しません。	病院、薬局など
申請前6ヶ月以内（新入生については入学前1年以内）に火災・風水害にあった世帯（※）		被（罹）災証明書、被災証明書などの被害金額が分かるもの又は被害届受付番号など 確定申告により雑損控除を受けている場合は、その金額が分かるもの 損害保険金等がある場合は、その支払金額が分かるもの	消防署、警察署、市区町村など
主たる家計支持者が別居している世帯（勤務先の命令によるものに限る。）		単身赴任証明書(様式12)及び主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書(様式13) ※証明となる領収証等のコピーも提出してください。	勤務先など
学資負担者が6ヶ月以内（新入生については入学前1年以内）に死亡した場合		死亡が確認できる書類 (退職金・保険金・遺族年金等の支払(見込)金額が分かる書類も併せて提出すること。) ※Q&A⑭(10ページ)参照	保管中のもの 勤務先、関係機関

※災害救助法の適用となった災害により被災した世帯で、全壊・大規模半壊の世帯は、「災害枠」で申請してください。
半壊・床上浸水の世帯は、「一般枠」と「災害枠」で併願してください。

独立生計者に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
独立生計者（大学院生で次の全ての認定要件に該当すること。） 【認定要件】 1.所得税法上、父母等の扶養家族でない者 2.父母等と別居している者 3.本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について申告がなされ、所得証明書等が発行される者		独立生計者申立書（様式10）及び以下のいずれかの書類の提出により、全ての認定要件を満たしていることを証明してください。	
		・父母等の所得（課税）証明書など扶養関係を確認できるもの	市区町村など
		・本人又は配偶者が筆頭の健康保険被保険者証（写）	本人所持のもの
		・本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）の所得（課税）証明書、源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）など収入が確認できるもの	市区町村、勤務先など

その他の証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
令和2年度に申請者本人が給付奨学金を受給した者（卒業・修了後、返還の必要がないもの）		奨学生の決定通知書（写） ※令和3年4月入学の新入生は、提出不要です。	本人所持のもの

- * 上記以外にも大学側が必要と認める場合、別途書類の提出を求めることがあります。
 - * 所得（課税）証明書等の原本を提出する書類は、発行日から3か月以内のものを提出してください。
 - * A4サイズより小さいサイズの証明書類等は、指定された貼付台紙に貼付のうえ、提出してください。
- 源泉徴収票等・・・様式4 ●年金に関するもの・・・様式14

《注意事項》

- ①給与所得者や年金受給者で確定申告をする方は、必ず、源泉徴収票や年金に係る証明のコピーを保管のうえ、免除申請時にそのコピーを証明書類として大学へ提出してください。
源泉徴収票等のコピーがない場合は、勤務状態（継続・退職）や年金受給期間等が確認できないため、再発行を求める場合があります。
- ②年金受給者がいる場合は、様式14に受給者ごと（1人1枚）に証明書類を貼付し、必要事項を記入のうえ、提出してください。

6. 個人情報の取扱いについて

授業料免除申請書等に記入された内容や提出された書類等の個人情報は、授業料免除選考のために利用し、その他の目的に利用することはありません。